

社協のしおり

～ 多様性を尊重し 地域の絆で ともに育み支えあい 安心して暮らせるまち 長浜 ～



社会福祉法人長浜市社会福祉協議会

Ⅰ. 社会福祉法人 長浜市社会福祉協議会の概要

(1) 概要

- 名 称 社会福祉法人 長浜市社会福祉協議会
- 所在地 長浜市湖北町速水2745番地 長浜市役所 湖北支所内 3階
- 設 立 平成18年2月13日
- 目 的 長浜市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とします。
- 組 織 3部4課1施設（特別養護老人ホーム）10センター体制（P2参照）

社会福祉協議会（社協）ってどんな団体？

社会福祉協議会は、地域における住民組織と公私の社会福祉事業関係者等により構成されており、市区町村、都道府県・指定都市、全国を結ぶ公共性と自主性を有する民間の組織です。

社会福祉法「第10章地域福祉の推進」の第109条において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として規定され、住民主体の理念に基づいて、地域の福祉課題の解決に取り組み福祉のまちづくりの実現を目指して、住民の福祉活動の組織化、社会福祉を目的とする事業の連絡調整及び事業の企画・実施などを行っています。

長浜市社協は市町の合併に併せて平成18年2月13日に、長浜市社協・浅井町社協・びわ町社協とが合併し、その後平成22年1月1日に湖北6町（虎姫・湖北・高月・木之本・余呉・西浅井）社協とが合併し誕生しました。

長浜市社協は『多様性を尊重し 地域の絆で とともに育み支えあい 安心して暮らせるまち 長浜』を地域福祉推進の基本理念に、地域住民や民生委員・児童委員、福祉保健関係機関、ボランティア、行政機関等との連携と協働により長浜市の地域事情に即した地域福祉活動、介護事業の推進に努めています。

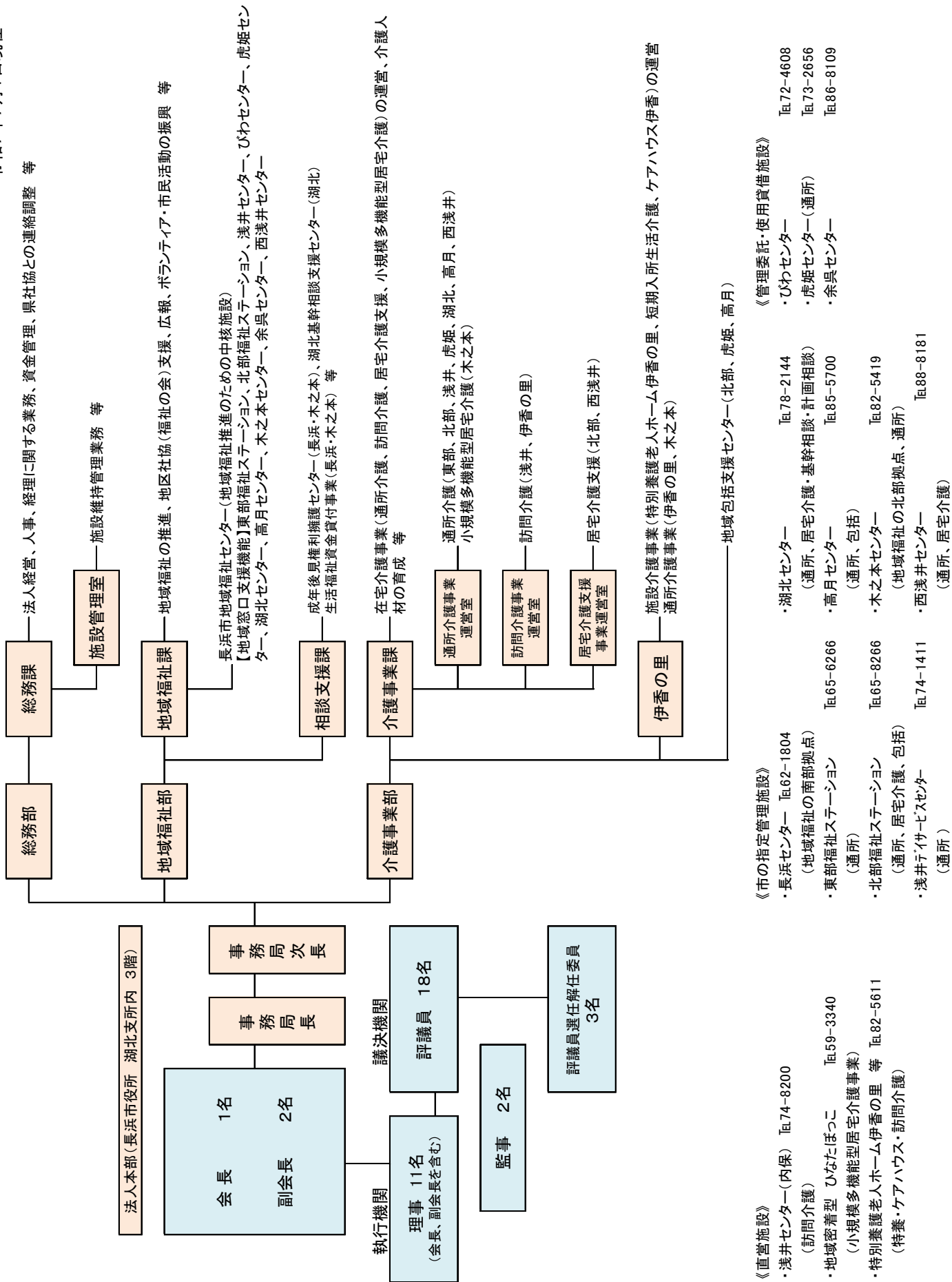
社会福祉協議会の機能は、次の10項目です。

- ①住民や地域の関係者による福祉活動、ボランティア・市民活動の推進
 - ②組織化、連絡調整 ③福祉活動・事業の企画・実施、支援
 - ④相談支援 ⑤権利擁護
 - ⑥調査・研究、計画、ソーシャルアクションの実施
 - ⑦福祉教育の推進
 - ⑧地域福祉を支える活動者・従事者の育成と協働の促進
 - ⑨災害時等の支援 ⑩地域福祉の財源確保および助成の実施
- （社会福祉協議会 基本要項 2025 から引用）



社会福祉法人長浜市社会福祉協議会 役員・事務局組織図

令和7年7月1日現在



《施設一覧》

■法人本部（長浜市役所湖北支所3階）	〒529-0341	長浜市湖北町速水2745
●総務部・総務課	TEL:0749-78-8294	FAX:0749-78-8800
●介護事業部・介護事業課		
■長浜センター（長浜市地域福祉センター内）	〒526-0037	長浜市高田町12-34さざなみタウン ながはま文化福祉プラザ3階
●地域福祉部	TEL:0749-62-1804	FAX:0749-62-1834
●地域福祉課（ボランティアセンター）		
●相談支援課（長浜市成年後見・権利擁護センター）	TEL:0749-57-6123	
■長浜東部福祉ステーション	〒526-0802	長浜市東上坂町1000
●長浜東部高齢者福祉センター	TEL:0749-65-6266（代）	FAX:0749-53-1880
●リハビリデイサービス東部	TEL:0749-65-6263	
■長浜北部福祉ステーション	〒526-0015	長浜市神照町288-1
●長浜北部高齢者福祉センター	TEL:0749-65-8266（代）	FAX:0749-53-0011
●神照郷里地域包括支援センター	TEL:0749-65-8267	
●神照リハビリデイサービス	TEL:0749-65-8270	
●しゃきょうケアプランセンターぴいす	TEL:0749-65-8268	
■浅井センター（浅井福祉センター内）	〒526-0244	長浜市内保町480-3
●地域窓口	TEL:0749-74-8200	FAX:0749-74-8177
●しゃきょうヘルパーステーションこくあ		
■浅井デイサービスセンター	〒526-0233	長浜市今荘町859-1
●リハビリデイサービス浅井	TEL:0749-74-1411	FAX:0749-74-1413
■びわセンター（びわ福祉ステーション内）	〒526-0108	長浜市難波町483
●地域窓口	TEL:0749-72-4399（代）	FAX:0749-72-4603
■虎姫センター（虎姫生きがいセンター内）	〒529-0112	長浜市宮部町3445
●地域窓口	TEL:0749-73-2656（代）	FAX:0749-73-8113
●浅井びわ虎姫地域包括支援センター	TEL:0749-73-2653	
●デイサービスいろはの湯	TEL:0749-73-8112	
■湖北センター（湖北福祉ステーション内）	〒529-0341	長浜市湖北町速水1860
●地域窓口	TEL:0749-78-2144	FAX:0749-78-2212
●リハビリデイサービス湖北		
●湖北基幹相談支援センターふらっと	TEL:0749-78-2233	FAX:0749-78-2223
■高月センター（高月福祉ステーション内）	〒529-0262	長浜市高月町西物部73-1
●地域窓口	TEL:0749-85-5700（代）	FAX:0749-85-5721
●高月高齢者福祉センター		
●しゃきょうデイサービス高月		
●湖北高月地域包括支援センター	TEL:0749-85-5702	FAX:0749-85-5721
■木之本センター（木之本福祉ステーション内）	〒529-0423	長浜市木之本町千田53
●地域福祉課	TEL:0749-82-5419（代）	FAX:0749-82-5721
●木之本高齢者福祉センター		
●リハビリデイサービス伊香の里アネックス	TEL:0749-82-8130	
■小規模多機能型居宅介護事業所	〒529-0422	長浜市木之本町田部647-1
●しゃきょう小規模多機能型居宅介護ひなたぼっこ	TEL:0749-59-3340	FAX:0749-59-3341
■余呉センター（余呉高齢者福祉センター内）	〒529-0515	長浜市余呉町中之郷2434
●地域窓口	TEL:0749-86-8109	FAX:0749-86-8111
■西浅井センター（西浅井福祉ステーション内）	〒529-0701	長浜市西浅井町塩津浜1795
●地域窓口	TEL:0749-88-8181	FAX:0749-88-8100
●リハビリデイサービス西浅井		
●しゃきょうケアプランセンターらいと		
■伊香の里	〒529-0426	長浜市木之本町黒田1221
●特別養護老人ホーム伊香の里	TEL:0749-82-5611（代）	FAX:0749-82-5688
●軽費老人ホームケアハウス伊香		
●しゃきょうデイサービス伊香の里		
●しゃきょうヘルパーステーションあとれ	TEL:0749-82-5615	FAX:0749-82-5614

(2) 会費

社会福祉協議会は、子どもから高齢者、しょうがいのある人も誰もが住みなれた地域で安心して暮らせるよう様々な地域福祉活動をおこなっています。

そのためには、市民の皆さま一人ひとりの支えが必要です。一般会費については、各自治会等を通じて会費納入のご協力をお願いしております。特別会費については、企業・法人様を中心にのご協力をお願いしております。

一般会費	一世帯	380 円
特別会費	一口	3,000 円

(3) 善意銀行

善意銀行とは、市民の皆さまから善意のこもった金銭や物品をお預かりし、その善意をさまざまな地域福祉事業で役立てようとするものです。

市民の皆さまから寄せられた金銭や物品は、寄付をいただいた方の意志を生かした運用に努め、住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくりに活用させていただいております。善意銀行の趣旨をご理解いただき、市民の皆さまの温かいご支援とご協力をお願いいたします。

○金銭預託

善意の寄付、香典のお返し、出産や結婚の記念、福祉バザーの売上げの一部など様々な理由により市内の福祉推進を目的とした寄付のことです。

一般寄付と指定寄付とがあります。



■一般寄付

特に用途を定めず、広く福祉のために活用する寄付金

【具体例】

高齢者やしょうがい者の地域での見守り活動の推進、しょうがい者の交流事業、小地域サロンの推進、ボランティア活動の推進、福祉教育の充実、生活困難者への支援、福祉団体活動の支援、介護者支援、車イスの貸出など地域福祉の推進全般に活用しています。

■指定寄付

寄付者が目的を定めて、在宅福祉事業や福祉施設・福祉団体等への寄付など具体的に指定された事業、団体等に対する寄付金

○物品寄付

車いす、介護車両、介護機器、お米、古切手、ペットボトルキャップなどの物品寄付

※これらは社会福祉協議会事業や、必要とする方に貸与、給付を行い活用しています。



介護用車両の寄付

2. 地域福祉の推進

(1) 福祉活動支援事業

①地区社協強化支援事業

地区社会福祉協議会（地区社協・福祉の会）は、住民一人ひとりが福祉活動に参加して、地域の中の助け合いを育てていくための組織です。自治会、民生委員児童委員、その他地区の各種団体によって構成される住民主体の組織です。長浜市では、15地区の地区社協・福祉の会が設立され、地域の課題に応じた福祉活動が展開されています。

長浜市社協は、地区社協・福祉の会への支援を通じて地域に根ざした福祉活動を応援しています。

【内 容】

- ①地区社協支援のための事務局・支援担当者の配置
- ②地区社協役職員研修会の実施
- ③地区社協会長会議の開催
- ④地区社協活動推進事業費補助金の交付
- ⑤地区社協運営・活動支援



余呉地区「世代間交流食堂」



六荘地区「見守り研修会」

地区社協一覧

長浜地区社会福祉協議会	長浜市高田町 12-34 長浜市地域福祉センター内 TEL 0749-62-1804
六荘地区社会福祉協議会	長浜市勝町 490 六荘まちづくりセンター内 TEL 0749-62-0198
南郷里地区社会福祉協議会	長浜市新栄町 625-1 南郷里まちづくりセンター内 TEL 0749-62-0287
神照地区社会福祉協議会	長浜市神照町 308 神照まちづくりセンター内 TEL 0749-62-0265
北郷里地区社会福祉協議会	長浜市東上坂町 976-7 北郷里まちづくりセンター内 TEL 0749-62-5479
西黒田地区社会福祉協議会	長浜市常喜町 500 西黒田まちづくりセンター内 TEL 0749-62-0381
神田地区社会福祉協議会	長浜市加田町 2727 神田まちづくりセンター内 TEL 0749-62-7037

浅井福祉の会	長浜市内保町 480-3 浅井福祉センター内 TEL 0749-74-8200
びわ福祉の会	長浜市難波町 483 びわ福祉ステーション内 TEL 0749-72-4399
虎姫福祉の会	長浜市宮部町 3445 生きがいセンター内 TEL 0749-73-2656
湖北福祉の会	長浜市湖北町速水 1860 湖北福祉ステーション内 TEL 0749-78-2144
高月地区社会福祉協議会	長浜市高月町西物部 73-1 高月福祉ステーション内 TEL 0749-85-5700
木之本福祉の会	長浜市木之本町千田 53 木之本福祉ステーション内 TEL 0749-82-5419
余呉福祉の会	長浜市余呉町中之郷 958 やまなみセンター内 TEL 0749-86-8109
西浅井ふくしの会	長浜市西浅井町塩津浜 1795 西浅井福祉ステーション内 TEL 0749-88-8181

②地域福祉推進事業（地域福祉活動計画の推進）

地域住民や社協、行政等が連携・協働し、各地区の地域福祉推進に向けた支援と取り組みの方向性をまとめた地域福祉活動計画を推進するとともに、市地域福祉活動計画を地域住民・福祉関係機関・団体等との連携により推進する長浜市地域福祉活動計画推進委員会を運営します。

【内 容】

- ①福祉懇談会の開催
- ②地区地域福祉活動計画の推進支援
- ③長浜市地域福祉活動計画の進捗管理

③福祉委員支援事業

地域における福祉課題への解決に向けた取り組みや地域交流を深めることを目的に設置された福祉委員を支援し、地域実情に応じたきめ細やかな小地域福祉活動がそれぞれの地域で実践されることを目的として支援を行います。

【内 容】

- ①福祉委員活動に対する相談・助言・事業企画援助等
- ②福祉委員を対象とした研修会・交流会の開催
- ③福祉委員の設立に向けた支援・助言 ※未設置地区
- ④福祉委員活動の周知用パンフ、活動手引き等の作成



地域福祉サポーター養成講座

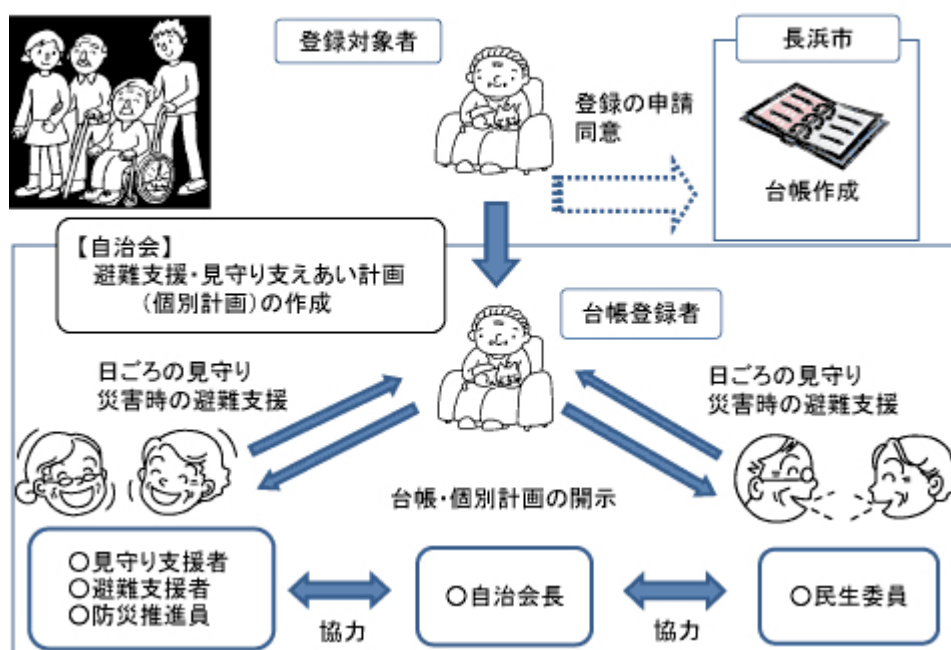
④地域見守り活動推進事業（避難支援・見守り支えあい事業）

市の災害要援護者支援対策と連携を図り、ひとり暮らし高齢者世帯・しょうがい者世帯など、地域で見守りの必要な要援護者を地域住民、自治会役員、民生委員児童委員等との協働により把握するとともに、近隣住民の日常の見守り体制（見守り支援者・避難支援者の体制整備）を構築し、災害時などの不測事態や要援護者の日常生活に対する支援体制の構築を推進します。

【内 容】

- ①避難支援・見守り支えあい制度の登録促進
- ②見守り支援者・避難支援者に対する啓発活動・研修会等の開催

「長浜市避難支援・見守り支えあい制度」の概要



⑤ふれあい電話事業

登録されたひとり暮らしの高齢者や身体の不自由な方等に対し、ボランティアの協力のもと電話による友愛活動を行います。会話を通じ悩みや心の寂しさ、生活上の不安等のニーズを傾聴し、必要に応じて民生委員児童委員や各関係機関との連携を図り、見守り活動に努めます。

【内 容】

- ①電話を通じたボランティアによる生活相談・安否確認の実施
- ②ボランティア交流会・学習会の開催
開催日：毎週水・木曜日
午前10時～午前11時50分



ボランティアによる電話相談の様子

⑥小地域サロン支援事業

地域のボランティアが主体となり、高齢者やしょうがい者など地域での交流機会が希薄になりがちな要援護者等を中心として、すべての地域住民がともにふれあえるサロンの支援をおこないます。小地域サロン支援事業は、誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていけるよう世代間の交流をすすめ、福祉に対する理解や関心を深め、地域住民同士の助け合いの輪を広めることを目的とします。

【内 容】

- ①新規団体の立ち上げ支援
- ②活動団体に対する情報の提供、相談・助言、ノウハウの提供
- ③サロン活動サポーター講座等の開催
- ④サロン交流会の開催
- ⑤活動メニューに対する支援（社会資源の発掘・講師等の派遣）
- ⑥サロン情報紙の発行(年6回)
- ⑦活動費に対する助成
 - ・ 立上げから3年間 毎年1団体あたり30,000円
 - ・ 4年目から 毎年1団体あたり10,000円



びわ 早崎 JH の会



ふれあいサロン交流会



年6回発行ふれあいサロン情報紙

⑦広報・啓発活動

福祉関係の情報提供や社会福祉協議会事業の取組等を周知することで市民の福祉意識の高揚と社協活動に対する理解・協力を得ることを目的として、広報誌の発行・ホームページの運営を行います。

【内 容】

- ①広報誌 年4回発行（6月・9月・12月・3月号）
※発行部数：7,000部 市内組回覧 県内関係機関配布
- ②ホームページの運営（アドレス <http://www.nagahama-shakyo.or.jp/>）
- ③Facebook からの情報発信
- ④公式 LINE による情報発信
- ⑤YouTube チャンネルによる情報発信
- ⑥Instagram による情報発信



⑧福祉活動団体の支援

市内で活動する福祉団体が実施する福祉事業に対し活動費の助成をおこない福祉団体の育成、活動の促進を図り地域の福祉に寄与することを目的とします。

【内 容】

- ①福祉団体の運営および福祉活動に対する相談援助
- ②福祉団体の活動費に対する事業費助成

⑨共同募金歳末たすけあい運動

共同募金運動の一環として地域住民や民生委員児童委員、社会福祉協議会等の関係機関・団体の協力のもと、新たな年を迎える時期に、だれもが地域で安心して暮らすことができるよう、地域のたすけあいやささえあいの活動を広げ、だれもが住みなれた地域で安心して暮らせる長浜のまちづくりの推進、住民相互のたすけあい運動を推進することを目的として実施します。

【内 容】

- ①低所得者向け緊急食糧品の購入
- ②要保護世帯・特別支援学級学用品助成
- ③一人暮らし高齢者世帯等日常生活支援（年末掃除支援）
- ④歳末訪問活動
- ⑤福祉施設・団体等歳末行事支援
- ⑥小児病棟クリスマス訪問



小児病棟クリスマス訪問

⑩ふれあい備品購入助成事業

自治会に対し、備品購入費の助成を行い、地域行事等に必要な備品の整備を行うことで、地域活動・市民活動の活性化、住民相互の交流促進を目指します。

【内 容】

自治会に対する福祉活動・世代間交流に必要な備品購入助成
※1自治会 50,000 円以内 購入費総額の2／3以内

⑪ふれあい用具貸出事業

自治会など地域福祉活動を推進する団体が行う地域行事に対して、必要な用具を貸出し、福祉の増進、地域の交流を深めることを支援します。

【内 容】

- ①イベント機器等の貸出
- ②レクリエーション器具等の貸出



⑫福祉用具・介護用車両貸出事業

在宅で生活する高齢者やしょうがい者等で福祉用具を必要とする方に対し、車イスを貸出し、在宅での生活を支援します。

また外出支援として、在宅で生活する高齢者やしょうがい者の社会参加を促進し、本人と介護する家族の気分転換と家族の絆の向上のため、福祉車両（車椅子用リフト付車両）を貸出します。

【内 容】

- ①車イスの貸出
- ②福祉車両の貸出



福祉車両の貸出

⑬社会福祉功績者表彰式

社会福祉の推進・向上に多大な貢献をされた個人ならびに団体を表彰し、その功績を称えらるとともに、多額の浄財を寄付していただいた個人、団体に対しては感謝状を贈り、社会福祉の啓発を図ります。

【内 容】

- ①社会福祉の増進に対して功績のあった個人、団体の表彰
- ②社会福祉の増進のため多額の浄財を寄付いただいた個人、団体の感謝状の贈呈

⑭福祉出前講座

専門知識及び技術を持った社会福祉協議会職員が講師となり、地域住民が福祉活動を身近に感じてもらえるような講座を開催し、地域福祉の啓発と関心を高める活動を行っています。

【内 容】

福祉出前講座の実施（講師派遣）

※介護・ボランティア・防災活動啓発・小地域サロン講座・地域福祉権利擁護講座等



福祉出前講座一覧	
講座名	開催日時
1. 介護・ボランティア講座	毎月第1回 午前10時～12時
2. 防災活動啓発講座	毎月第2回 午後2時～4時
3. 小地域サロン講座	毎月第3回 午後2時～4時
4. 地域福祉権利擁護講座	毎月第4回 午後2時～4時
5. その他	要相談



福祉出前講座一覧

防災福祉マップのススメの様子

⑮日常生活支援あい促進事業

高齢化の進行、核家族化やライフスタイルの多様化、中山間地の過疎化などが進行する一方で、地域に住む高齢者やしょうがい者、子育て世代など、日常生活を送るうえで様々な生活課題や日常生活の不便さを感じる方も増加しています。地域住民が主体的に地域の様々な生活課題の解決に向けて取り組むことを目的として、地域支援組織（生活支援ボランティア組織

等)の設立・活動支援を行います。

【内 容】

住民参加型の生活支援ボランティア組織等の設立・活動支援

※支援例：活動従事者研修会の開催、活動費の助成、活動用具の貸与、送迎用車両の貸し出し、活動周知支援、活動保険加入支援等



ひとり暮らし高齢者買物支援活動の様子



葉刈り支援活動の様子

⑯地域除雪推進事業

地域内(自治会等)でのたすけあい・支えあいによる除雪活動を推進し、積雪時のひとり暮らし高齢者世帯やしょうがい者世帯等の要援護世帯の生活道路・安全の確保と地域の見守り支えあい活動の推進を図ります。

【内 容】

①自治会における除雪活動時の傷害保険・賠償保険の加入

⑰ひきこもり者等支援事業

不登校者、ひきこもり等者が外に出て、人と交流する第一歩目の支援として、ひとりひとりの様子に合わせた過ごしやすい居場所を作り、自宅以外に安心して過ごせる場所で他者との交流を持ち、自分を見つめる機会と時間にする事で、自立した生活へつながること、また、当事者同士の交流による支えあい効果を目指します。

【内 容】

- ①ひきこもり者等の居場所づくり
- ②ひきこもり者等家族交流会の開催
- ③ひきこもりに関する研修会の開催
- ④ひきこもり者支援団体活動費助成



ひきこもりに関する研修会の様子

⑱福祉バス運営事業

市内の福祉団体等の活動を支援し当事者の社会参加や研修、交流活動等を充実・活性化するため、市の委託を受け福祉バスの運行を実施します。

また、福祉バスの運行をとおして福祉団体等の連携・協働体制の整備、推進を図ります。

【内 容】

- ①福祉バスの運行 ※バス事業所へ委託
- ②福祉団体等の事業・活動の把握と連携・協働体制の推進

⑱子ども食堂支援事業

子ども食堂の活動をととして子どもと地域のつながりづくりの推進と新たに活動を始め、活動の充実させるための機会づくりを推進しています。

【内 容】

- ①子ども食堂の活動支援、立ち上げ支援
- ②子ども食堂活動助成
- ③子ども食堂運営者の研修、情報交換会の実施

⑳生活支援体制整備（生活支援コーディネーター設置）事業

高齢者に必要な生活支援等サービスの提供体制を構築するため、地域住民をはじめ生活支援等サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実、強化及び高齢者の社会参加などの支え合い活動を推進するコーディネーターを配置しています。

【内 容】※コーディネーター活動内容

- ①高齢者の生活支援活動推進を目指した地区域、自治会域での協議の場の運営
- ②高齢者支援活動の基盤整備
- ③高齢者支援活動に取り組む専門機関や一般企業、地域住民の連携推進

㉑認知症サポーター等養成事業

認知症キャラバンメイトが地域住民に向けて開催する認知症の啓発活動を支援することで、認知症は身近な病気であることを住民に広く周知・啓発し、地域の認知症の理解者を増やし、地域ぐるみで認知症を見守り体制づくりを図ります。

【内 容】

- ①認知症キャラバンメイトが実施する「認知症サポーター養成講座」の支援
- ②認知症キャラバンメイト等を対象とした研修会の開催

㉒フードバンク・フードドライブ支援事業

新型コロナウイルス感染症などの影響により、生活に困窮する方の支援として、特に食料を中心とした「寄付から配布」の流れをつくるフードバンク・フードドライブ活動を支援することで、地域のつながりによる困窮者支援を推進します。

【内 容】

- ①フードバンク・フードドライブ活動団体の支援
- ②企業や団体、地域との連携づくり支援
- ③食料配布活動の支援
- ④活動費の助成

㉓志でつながる支えあいの地域づくり事業

地域住民などが主体的に地域生活課題を把握し、解決を試みることができる環境の整備、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備を推進し、地域共生社会の実現に向けた地域力の強化を進めます。

また、少子高齢化や核家族化の進行、人口減少、地域のつながりの希薄化など、地域社会を

取り巻く複合・複雑化した課題に対応するため、相談支援機関等の連携を強化し、包括的な支援体制を構築を目指します

【内 容】

- ①「暮らしの支えあい検討会」の開催：
- ②研修会の実施



地域住民による検討会の開催及び解決に向けた住民相談会の様子

②④参加支援事業

本人等のニーズや課題等を把握し、既存の地域の社会資源や新たな社会資源の開拓などのコーディネートを行い、本人と社会とのつながり作りに向けた支援を行います。

【内 容】

- ①要支援者への個別援助
- ②参加支援事業受入れ事業者との連携及び新規開拓

②⑤福祉とデザイン研究会

「インクルーシブデザイン」を活用した福祉分野だけでなく多分野による福祉課題解決のシステムづくりと活動の実践を行います。

【内 容】

- ①インクルーシブデザインチャレンジ！（セミナー）の開催
- ②実践プロジェクト活動の実施
- ③ホームページ（<https://fukushi-design.jp/>）の運用

②⑥トワイライツステイ事業

要保護児童対策地域協議会をはじめ地域の様々な主体やボランティアと連携し支援が必要な子どもの夜の居場所をつくります。また、居場所をとおして地域で見守りができる体制や関係づくりを推進します。

【内 容】

- ①支援が必要な子どもの夜の居場所づくり
- ②フードバンクや子ども食堂、民生委員・児童委員、ボランティアと連携した地域の見守り体制づくり

②⑦子ども見守り強化支援事業

支援が必要な児童や養育に心配がありながら自ら支援を求めることが困難な状況にある

家庭や児童に対し、居宅訪問などにより社会とのつながりや生活習慣等の定着の支援に取り組みます。

【内 容】

- ①支援が必要な子どもの夜の居場所づくり
- ②子どもと家庭の社会とのつながりづくりの維持、強化

⑳ながはまスマホサポーター養成事業

デジタルデバイド（情報格差）対策として、高齢者等に対するデジタル支援を行うボランティア（スマホサポーター）を養成し、その活動の支援に取り組みます。

【内 容】

- ①スマホサポーター養成講座の開催
- ②スマホサポーター「デジサポ隊」派遣

㉑学習支援事業（ながはま夢さくら塾）

生活困窮世帯等の貧困の連鎖を防止するため、子どもの学習習慣の定着と学力の育成を図るため、ながはま夢さくら塾を開設し、中学生向けの学習塾を運営します。

【内 容】

ながはま夢さくら塾の実施

高田教室 毎週月・水曜日

木之本教室 毎種水・金曜日

㉒生きづらさを抱える人による生活支援「ピワマックス」

生きづらさを抱える人と高齢者の介護保険サービスの狭間にあるニーズをマッチングし、両者の課題解決を図る生活支援活動の創出に取り組みます。あわせて、関係機関と連携し、活動の円滑な継続に向け支援を行います。

【内 容】

- ①生きづらさを抱える人と高齢者の介護保険サービスの狭間にあるニーズ把握およびマッチング
- ②生活支援活動の実施に向けた関係機関との連携
- ③活動者への活動費支給
- ④活動状況の共有と支援の検討

㉓多団体連携による居場所づくり

事業所や企業など、多様な主体が参画する居場所の活動支援を行い、地域住民が各自の状況や思いに合わせて交流の場に参加できる体制づくりに取り組みます。

【内 容】

- ①既存の活動の継続支援
- ②新規活動開始に向けた支援

㉔男性主役の活動の場づくり

男性が主役となって活動できる場づくりの支援を行うことで、既存のサロン等に参加しづ

らいと感じる男性の閉じこもりを予防し、社会参加の機会づくりに取り組みます。

【内 容】

- ①既存の活動グループの活動支援
- ②新規活動開始に向けた支援

③③発達に支援を必要とする人の社会参加事業

発達に支援を必要とする人が、地域ボランティアとの交流活動を通じて社会とのつながりを築き、自らの存在が認められる経験を得ることができるよう支援に取り組みます。あわせて、地域の一員として自然な関わりをもてる場を提供することで、当事者と地域双方の相互理解を深め、孤立の予防と社会参加の促進に取り組みます。

【内 容】

- ①発達に支援を必要とする人と地域活動者のマッチング
- ②活動の実施に向けた関係機関との連携

③④多文化共生支援事業

多文化共生のまちづくりを推進するため、外国人住民を地域の担い手として位置づけ、多文化交流サロンの開催を通じて住民同士の相互理解とつながりを促進する。また、労働・教育・医療・福祉等の課題に対応するため、外国人の困りごと解決検討会議を設置し、関係機関が連携したワンストップ相談・伴走支援体制を構築する。これにより、孤立の防止と早期支援を図り、持続可能な地域共生社会の実現を目指す。

【内 容】

- ①多文化交流サロン開催
- ②外国人の困りごと解決検討会議

③⑤子供の医療連携ネットワーク推進事業

子どもを主な対象とした医療、福祉、教育、ボランティア支援活動等の多分野による主体で構成されたネットワークを構築することで、専門職や地域住民の学習機会づくりの場づくりや協議のプラットフォームづくりに取り組みます。

【内 容】

- ①医療、福祉、教育、ボランティア支援活動等の交流とつながりの場づくり
- ②子どもの医療をテーマにした連続講座の開催

③⑥健康づくり支援事業

市域および地区域で健康づくり、フレイル予防を目的とした取り組みを支援することで、高齢者の介護予防、地域住民どうしの交流・参画の場のきっかけづくりを行います。

【内 容】

- ①市域および地区域における健康づくり、フレイル予防の取り組み促進
- ②新規活動開始に向けた支援

(2) ボランティア支援

①ボランティアセンター事業

ボランティア活動を支援し住民参画による地域福祉の推進を図ります。地域住民が幅広くボランティア活動に参加できるよう、活動に関する相談、情報・資料の提供、講座の開催やボランティア活動に対する啓発を行います。

ボランティアセンターとしての機能強化・体制整備をはかり、各支所においても相談・窓口機能を充実し一体的なボランティア活動の推進体制を整備します。

【内 容】

- ①ボランティア登録・ボランティア相談
- ②ボランティア活動団体等への支援
- ③ボランティア調整
- ④ボランティアの育成（ボランティア講座の開催等）
- ⑤災害ボランティアセンター機能強化(サポーター養成等)
- ⑥ボランティア連絡協議会支援
- ⑦ボランティア活動の啓発（広報・ボランティア啓発・イベントの支援）
- ⑧ボランティア活動保険料の助成 ※加入者1人あたり100円助成



音訳講座の様子



ジュニアボランティア講座
『車イス工場でのいろいろな車イスの体験』の様子



腹話術講座の様子



長浜地区ボランティア連絡協議会研修の様子



企業ボランティア活動の様子

②災害ボランティアセンター体制整備事業

災害ボランティアセンター機能の充実を図り、万が一の災害時に円滑な災害ボランティアセンターの設置及び運営が実施できるよう職員が中心となり、住民と共に準備を進めます。

また、住民への啓発活動に取り組むことで災害に対する関心を高め、災害への備えと災害に強いまちづくりを推進します。

【内 容】

- ①災害ボランティアセンターの体制強化
- ②災害ボランティアセンターの啓発
- ③災害ボランティア研修会、災害ボランティアセンター設置訓練の実施
- ④災害ボランティアセンター運営サポーターグループの育成

③福祉教育推進事業

市内の小学校・中学校・高等学校・養護学校等との連携を基盤として、福祉への理解と関心を深め、思いやりの心を育てるため、児童・生徒が身近にボランティア活動や福祉活動に取り組める福祉教育の推進に努めます。

また、地域の一般住民・企業・団体等での研修等においてもその依頼に応じ、職員・ボランティア講師等の派遣を行いボランティア活動や福祉活動への理解を深めます。

【内 容】

- ①教育機関等におけるボランティア体験・福祉体験等の推進
- ②福祉教育に関するプログラムの作成支援
- ③福祉教育にかかるボランティア講師・職員等の派遣
- ④指導者向け福祉学習研修会等の開催



小学生対象に車いす当事者の方の講話



中学校でのインスタントシニア体験

④ながはま・ファミリー・サポート・センターの運営

市内の子育て世帯の支援を目的に、援助を行うボランティアと、援助を希望する住民をマッチングし「地域による子育て」を推進します。

【内 容】

- ①ボランティア、利用者の募集（会員登録）登録及び援助活動のマッチング
- ②援助活動の研修会の開催

(3) 生活相談支援

①地域福祉権利擁護事業

判断能力が不十分なため権利侵害を受けやすい認知症・知的しょうがい・精神しょうがいのある方等に対して、福祉サービスの利用手続きの支援をはじめ、日常的な金銭管理、書類等の保管など行います。福祉サービス・行政サービス等を適切に利用できるよう支援し、また不当な権利侵害等を未然に防ぐことに努め、地域で安心して生活が送れるように支援します。

【内 容】

- ①福祉サービスの利用援助
- ②日常金銭管理サービス
- ③書類等の預かりサービス



「地域福祉権利擁護事業」で行うサービス内容

福祉サービスの利用のお手伝い

福祉サービスの契約や利用をするにあたっての相談・情報提供・契約手続きのお手伝いをします。

日常的な金銭管理のお手伝い

福祉サービスの利用料や公共料金などの支払い手続きや確認のほか、生活費の払い戻しや預け入れのお手伝いをします。

通帳や印鑑などの預かり

紛失の心配のある通帳や証書類、印鑑など大切な書類をお預かりします。

例えば



在宅生活を続けたい Aさん 98歳／女性／一人暮らし

Aさんは長年一人暮らし。結婚されず親戚とも疎遠となっています。最近認知症の症状が見受けられるようになりました。

以前から民生委員や保健師が訪問して様子をみていましたが、足腰も弱くなり、おぼつかない足取りで外で歩いておられるところを何度も目撃されており、皆心配して福祉施設の利用などの話を持ちかけました。しかし、Aさんはずっと「我が家」で生活したいと言われ、結果関係者で見守ることとなりました。Bさんは初期の認知症と診断され、日常生活に支障をきたすほどではありませんが、郵便物の確認が億劫になったり、公共料金の支払いなど滞るようなので、社会福祉協議会の担当者が訪問し地域福祉権利擁護事業の利用をしていただくこととなりました。

現在は、社会福祉協議会の生活支援員（職員）が毎週1回訪問しています。

Aさんに預金の出金票を記入してもらい、生活支援員が銀行にて1週間分の生活費を出金しAさんに渡します。滞っている公共料金などの支払いがないかを確認し、それまでに届いた郵便物を一緒にチェックします。

最近は家事をすることも難しくなったため、ホームヘルパーの派遣をお願いすることになりましたが、まだまだ、お元気なAさんは、病気をしないようにと毎日体操して過ごされています。

②成年後見事業（成年後見権利擁護センター）

成年後見サポートセンターを開設（市受託）して、成年後見制度に関する市民や福祉事業者、成年後見人等からの相談に応じ必要な助言および申立手続き支援を行うことで、円滑かつ適切な成年後見制度の利用促進を図ります。

また、判断能力が不十分なために意思決定が困難な人の判断能力を補うため、本会が成年後見人等となることで、本人の権利擁護を図ります。

【内 容】

①成年後見サポートセンター業務（中核基幹業務）

- ☐ 成年後見制度や権利擁護全般に関するあらゆる相談に応じ、成年後見制度の適切な利用を促進
- ☐ 申立をされる親族・第三者および市長申立の事務支援
- ☐ 成年後見制度の普及を目的とした啓発活動や出前講座の開催、啓発資材の作成
- ☐ 成年後見制度の普及、啓発、推進のためのサポーターを養成する講座の開催
- ☐ 成年後見人等への支援（交流・情報交換会、研修会等の開催、相談支援）
- ☐ 権利擁護支援の地域のネットワークづくり

②法人後見業務

- ☐ 家庭裁判所の審判に基づく代理（同意）行為
- ☐ 被後見人等に対する身上監護・財産管理

③よろず相談事業

広く市民の日常生活上の悩みや心配ごとに対応する相談窓口を設置し適切な情報の提供に努めます。また、多様化する相談に対し、相談員の資質向上に努めるとともに、行政機関など関係機関との連携を図り、市民にとって信頼感と親しみある相談窓口の運営に努めます。

【内 容】

①よろず相談

会場	開催日	開催時間
長浜市地域福祉センター （専用電話63-4811）	毎週月・火・水・金曜日	13:00～16:00
	毎週木曜日	10:00～12:00
湖北福祉ステーション	毎月第4水曜日	10:00～12:00
木之本福祉ステーション	毎月第4木曜日	10:00～12:00

②法律相談（事前予約が必要 1件30分以内）

会場	開催日	開催時間
長浜市地域福祉センター （予約電話62-1804）	毎月第2・4木曜日	13:00～16:00

③相談員研修会の実施

④生活福祉資金貸付事業

低所得世帯、高齢者世帯、しょうがい者世帯等に対して、総合支援資金・福祉資金・教育支援資金・長期生活支援資金等の資金貸付を行います。資金の貸付により経済的自立および生活意欲の助長・促進ならびに在宅福祉や社会参加の促進を図り、安定した生活が営めるよ

うに支援します。

【内 容】

総合支援資金・福祉資金・教育支援資金・長期生活支援資金・特例貸付等の貸付事務

⑤たすけあい資金貸付事業

低所得者世帯等に対し、生活維持に必要な資金を貸し付けることにより、当該世帯が一時的な生活困窮を回避し安定した生活を営めるように支援します。

【内 容】

生活費の貸付 一世帯 40,000 円を上限

⑥緊急食糧給付事業

予測できない事由等により、緊急かつ一時的に生活困窮となった世帯に対し、食糧品を給付することで、生活の安定を支援します。

【内 容】

食糧品（米・缶詰・レトルト食品等）の給付

⑦湖北基幹相談支援センターふらっと

1) 計画相談事業

しょうがい福祉に関するさまざまな課題について、福祉の総合相談窓口として本人やご家族、関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言、サービス利用計画の作成等の支援を行います。福祉サービスを利用または利用見込みのしょうがい児(者)に対して計画相談支援に基づくサービス等の利用計画の立案を実施することで、適切なしょうがいサービスを利用し安心して生活できるよう支援します。また、定期的にサービス利用状況のモニタリング及びアセスメントを行いサービス計画の適切な見直しを実施します。

障害者総合支援法に基づく障害支援区分認定調査業務を市から受託し、認定区分が適正に審査会で判定されるよう、身体や生活の状況、しょうがい福祉サービスの必要性、日中活動や社会活動状況等の調査を行います。

【内 容】

- ①しょうがい福祉サービス等の利用援助
- ②生活支援に関するしょうがい福祉サービス計画の作成及び見直し
- ③サービス調整連絡会議の開催
- ④情報収集及び情報提供
- ⑤障害支援区分認定調査の受託
- ⑥成年後見制度の利用支援

2) 湖北基幹相談支援センターの運営

湖北地域（長浜市・米原市）における相談支援の中核的な役割を担う機関として、平成31年4月より開設しました。

さまざまな団体や関係機関と協働し、しょうがいのある方が住みたいところで、自身が希望する生活ができるような湖北の地域づくりを目指します。

【内 容】

①相談支援体制の強化

相談支援事業所、各関係機関との連携、サービス等利用計画作成のための調整等を行います。

②人材育成支援

相談支援専門員や福祉サービス事業所職員を対象とした学習会や事例検討会の実施等を行います。

③事務局運営

市の委託を受け、長浜米原しょうがい者自立支援協議会事務局運営の充実を図ります。

3. 在宅介護事業

【事業方針】

長浜市社会福祉協議会が目指す在宅介護サービス

1. 利用者様の意向や生活状況に沿ったサービスの提供に努めます。
2. 在宅で、できる限り自立した生活が営めることを目的に、利用者様の生活支援とご家族への相談援助等に努めます。
3. 介護状態の軽減や悪化を防止する予防を重視したサービスの提供に努めます。
4. 保険・医療・福祉等の関係機関との連携を図り、より効果的なサービスの提供に努めます。
5. 利用者様に信頼される職員、次世代の介護を担う職員の育成に努めます。
6. 地域に密着し、信頼される介護事業所の運営に努めます。

社会福祉協議会では、介護保険制度スタート前から、長浜市より委託を受け各種在宅介護サービスを実施してきたノウハウを生かし、介護保険制度や障害者自立支援法による在宅サービスの実施をはじめ、地域の在宅福祉を支える活動を展開しています。

- ・ 居宅介護支援事業
- ・ 訪問介護事業（ホームヘルプサービス）
- ・ 通所介護事業（デイサービス）
- ・ 地域密着型介護事業



（１）居宅介護支援事業所 ―ケアプラン事業所―

―在宅で介護サービスのご利用を支援いたします―

介護保険制度による介護サービスを受けるとき必要となる介護サービス計画（ケアプラン）の作成、相談、申請代行、サービス調整等を行います。医療・保健・福祉サービスを総合的・効果的に利用できるよう提案し、在宅で質の高い生活が営めるよう支援します。

【事業拠点】

市内２カ所　しゃきょうケアプランセンターぴいす
しゃきょうケアプランセンターらいと

（２）訪問介護事業所 ―ヘルパー事業所―

―住みなれた、ご家庭での暮らしを支援いたします―

介護の必要な高齢者やしょうがいのある方へ、訪問介護員（ホームヘルパー）が訪問し、自立した日常生活が送れるようサポートします。食事介助・入浴介助・排泄介助等の身体介護や、炊事や洗濯、掃除、買い物などの生活援助を一人ひとりの身体状況に応じ提供し、自立支援に取り組みます。

- ①訪問介護事業（介護保険）
- ②介護予防・日常生活支援総合事業（介護保険）
- ③居宅介護事業・重度訪問介護事業・同行援護事業（障害者自立支援法）
- ④移動支援事業・養育支援事業（市委託事業）



⑤自費サービス事業

【事業拠点】



市内2カ所

しゃきょうヘルパーステーションこくあ
しゃきょうヘルパーステーションあとれ

（３）通所介護事業所 ―デイサービス事業所―

―意欲を持って自立した生活が継続できるよう支援いたします―

デイサービスセンターで、介護の必要な高齢者に入浴や機能訓練などの各種サービスを提供することで、高齢者の心身機能の向上を図ります。また、介護家族の身体的・精神的な負担の軽減を図ります。

①通所介護事業（介護保険事業）

②介護予防・日常生活支援総合事業（介護保険）

【事業拠点】

市内9カ所

リハビリデイサービス東部・リハビリデイサービス北部

リハビリデイサービス浅井

しゃきょうデイサービスいろはの湯・リハビリデイサービス湖北

しゃきょうデイサービス高月

リハビリデイサービス伊香の里アネックス

しゃきょうデイサービス伊香の里・リハビリデイサービス西浅井

（４）地域密着型介護事業所 ―小規模多機能型居宅介護支援事業所―

―身近な地域の中で生活が継続できるように支援します―

①小規模多機能型介護事業（介護保険事業）

②介護予防小規模多機能型介護事業（介護保険事業）

【事業拠点】

木之本地域・・・小規模多機能型居宅介護事業「ひなたぼっこ」



4. 施設介護事業 ―伊香の里―

（１）特別養護老人ホーム

要介護認定を受け、在宅での生活が困難な方に対して、施設に入所していただき、日常生活全般の介護を提供いたします。

また、在宅で介護を受けられている方に対しても、短期間入所していただき、施設において日常生活全般の介護を提供いたします。

【内 容】

①特別養護老人ホーム入所事業（介護保険事業） 58床

②短期入所生活介護事業・介護予防短期入所生活介護事業（介護保険事業） 12床

（２）ケアハウス伊香

自炊ができない程度の身体機能の低下があり、独立して生活するには不安がある方で、家

族等による援助を受けることが困難な方に入居していただき、日常生活上必要な便宜を提供します。

【内 容】

軽費老人ホーム事業 13部屋（1人部屋：10部屋 2人部屋：3部屋）

5. 指定管理事業

（１）地域福祉センターの管理受託

地域福祉等に関する様々な相談や支援の窓口、地域福祉活動の総合支援拠点として、また、地域福祉活動者、ボランティア活動者等の中心的な活動拠点として、福祉のまちづくりを推進しています。

（２）福祉ステーションの管理受託

指定管理者として、各福祉ステーションのもつ様々な機能を充実させ、地域住民の福祉活動の拠点となるように努めています。

市内7施設

- ・長浜東部福祉ステーション・長浜北部福祉ステーション・浅井福祉ステーション
- ・湖北福祉ステーション・高月福祉ステーション
- ・木之本福祉ステーション・西浅井福祉ステーション

（３）高齢者福祉センター事業

①外出支援事業（東部・北部）

高齢者等の外出を支援するため、福祉ステーション内において、健康体操や各種の講演・レクリエーション等を実施し、こころやからだの病気・生活習慣病の 予防・改善につなげます。また、併せて買い物の交通手段にお困りの方の買物支援（センターから大型量販店等への送迎）をすることにより、外出の機会を増やし、要援護者への生活支援につなげます。

②生きがいづくり講座の開催とサークル活動支援

高齢者等の生きがいづくりを促進するため、各種趣味活動への導入講座を開催し、高齢者の活動的で豊かな余暇活動を支援しました。また、講座参加者が中心となるサークル活動を支援することで地域のつながりを深めました。

③福祉講演会の開催

地域住民を対象に福祉課題に対する研修や講演会を開催し、福祉意識の啓発と福祉の担い手の発掘・育成を図りました。また地区社協（福祉の会）や、まちづくりセンター事業と連携して開催することで、地域・施設間の連携の強化に努めました。



長浜市北部福祉ステーション



長浜市東部福祉ステーション

6. 公益事業

(1) 地域包括支援センター

長浜北部福祉ステーション、虎姫生きがいセンター、高月福祉ステーションの3カ所で市の委託により地域包括支援センターを設置しています。

地域包括支援センターでは、総合相談、介護予防ケアマネジメント業務等により、広く市民の介護に関する相談窓口として支援を行なうとともに、生活支援コーディネーター等との連携のもと、地域における住民主体の福祉活動等の把握、ネットワークの構築に努め、地域包括ケアシステムの推進に努めています。

【内 容】

- ①包括的支援業務
- ②指定介護予防支援事業
- ③地域ケア介護推進事業
- ④認知症施策推進事業

【実施センター】

- ①神照郷里地域包括支援センター 長浜北部福祉ステーション
- ②浅井びわ虎姫地域包括支援センター 虎姫生きがいセンター
- ③湖北高月地域包括支援センター 高月福祉ステーション

(2) 介護初任者研修の開催

在宅サービス事業を幅広く実施し多数の有資格者を有する本会では、そのノウハウを活かし、介護の現場で必要となる基礎的な知識と技術を身につけることができる「介護職員初任者研修」を実施し、人材の育成・確保に努めています。

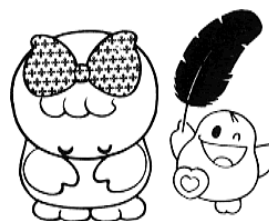
7. 会務運営

- (1) 理事会の開催
- (2) 評議員会の開催
- (3) 監事会の開催
- (4) 評議員選任・解任委員会の開催

8. 福祉団体事務局の運営

(1) 長浜市共同募金会委員会

「赤い羽根共同募金」および「歳末たすけあい募金」を推進するために円滑な募金活動に取り組めます。



(2) 日本赤十字社長浜市地区

日本赤十字社は、各都道府県に支部を置き、その支部の組織として地区・分区が置かれています。日赤 長浜市 地区（日本赤十字社滋賀県支部 長浜市 地区）では、赤十字活動を推進するため、次の活動を行っています。

	人道	Humanity
	公平	Impartiality
	中立	Neutrality
	独立	Independence
	奉仕	Voluntary Service
	単一	Unity
	世界性	Universality

①社員募集

赤十字活動を実施するために必要な活動資金として、社員に納入いただく社費と一般の寄付金（これを総称して社資とよびます。）を募集しています。毎年5月に社資と寄付金の募集活動を自治会、赤十字奉仕団にご協力いただき実施しています。

②赤十字奉仕団の支援

長浜市では、長浜市赤十字奉仕団、長浜市浅井赤十字奉仕団、長浜市びわ赤十字奉仕団、長浜市虎姫赤十字奉仕団、長浜市湖北赤十字奉仕団、長浜市高月赤十字奉仕団、長浜市木之本赤十字奉仕団、長浜市余呉赤十字奉仕団、長浜市西浅井赤十字奉仕団の9団体が、赤十字事業や地域での様々なボランティア活動を積極的に展開されています。日赤長浜市地区では、これらの活動を支援しています。

③災害救護活動

火災・風水害・地震などによる小規模災害に備え、滋賀県支部からの救護物資（日用品・毛布など）備蓄し、市内での災害の際には、物資や見舞金、弔慰金をお届けしています。